

積立定期預金規定

1. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預け入れは、1回100円以上とします。預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の期間に応じ、通帳記載の定期預金利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合は、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、その期間に応じた定期預金利率によって利息を計算のうえ、元金に組入れます。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額については、その預入日（すでに預け入れられている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは、最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について次に対応する利率を適用して計算し、この預金とともに支払います。

預入期間6ヵ月未満・・・・・・・・中途解約日の普通預金利率

6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×50%

1年以上3年未満・・・・・・・・約定利率×70%

- (4) この預金の元金に対する付利単位は100円とし、元加利息に対する付利単位は1円とします。

4. (規定内容の変更)

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

この預金には、本規定のほか、「定期性預金共通規定」が適用されるものとします。

以上